

別紙4-1**■被扶養者（家族）に関するQ&A**

Q&Aは、基本的な取り扱いを項目、続柄別に示したものであり、認定対象者の現況により、判断内容が異なる場合があります。記載されている事例に当てはまらない場合は、必ず事業所又は勝又健保へ確認してください。

Q1. 収入の範囲について**A1. 勤労収入（給与、賞与、報酬等）**

※退職金等の一時所得は含まれません

事業・副業収入（農業、原稿料等）

投資収入（株式配当金、決算剰余配当金等）

公的年金（厚生年金、国民年金、私的年金等）

※課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます

※私的年金とは、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、厚生年金基金制度、国民年金基金制度

利子収入（預貯金収入、有価証券等による利子収入等）

不動産賃貸収入（土地、建物等）

雇用保険法による失業給付金

健康保険法による傷病手当金・労災保険法による休業（補償）給付

その他、実質的に収入と認められるもの

Q2. 被扶養者の条件に該当しなくなる主なケース**A2. 被扶養者が就職した**

被扶養者が勤務先の健康保険に加入した

被扶養者の収入が増えた（パート・アルバイト含む）

被扶養者が死亡した

被扶養者が結婚し、生計維持関係がなくなった

被扶養者が後期高齢者医療制度の該当（原則 75 歳）になった

Q3. 認定日と削除日について**A3. 認定日は原則として異動理由が生じた日を認定日とします。**

削除日について下記の通りとします

- ・就職、結婚、の場合、異動日の当日
- ・新たに健康保険に加入した場合、異動日の当日
- ・雇用保険の受給開始の場合、受給開始日
- ・離婚、死亡の場合、異動日の翌日
- ・収入増の場合は、健康保険組合が認めた日

別紙4-2

配偶者 編

■収入が無い場合

Q. 妻が退職しました。在職中は雇用保険に加入しており、失業給付金を受給する予定ですが、被扶養者（家族）になれますか？

A. 受給開始前と開始後で認定できるかどうか異なります。受給開始までの間、被扶養者認定は可能です。「健康保険被扶養者異動届」と「扶養関係現況書」およびその他必要添付書類をご提出ください。

【注意】

受給金額（基本手当日額）が、扶養認定基準以上の金額を受給開始した場合

60歳未満：3,612円以上

60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障がい者：5,000円以上

受給開始後は、扶養認定基準を満たさなくなります。

被扶養者の「健康保険被扶養者異動届」およびその他必要添付書類、「健康保険証」の返却をお願いします。

※手続きを行わなかった場合（もしくは遅れた場合）、受給開始日まで遡って扶養から外れることとなります。

受給開始日以後に病院等を受診している場合には、保険給付費についても遡って請求させていただきます。

■収入が有る場合

Q. 被扶養者の妻が、年の途中からパート及びアルバイトを始めました。引き続き認定される基準を教えてください。

A. 直近3カ月の月収が108,334円（60歳以上は150,000円）以上の場合は、認定不可となります。仮に3カ月の平均月収のうち、1カ月だけ108,334円（60歳以上は150,000円）以上の場合、原則、超過月の翌月以降3カ月とも、基準額を超えていないことを審査確認しています。

なお、就労先で発行される年間の給与支払証明（予定）にて年間収入が130万円（60歳以上は180万円未満）を超えない証明書（会社印押印有）の提出かつ被保険者の収入の2分の1未満であれば認定が可能となる場合があります。

子供 編

■収入が無い場合

Q. 出生児は被扶養者（家族）として勝又健保に加入できますか？

A. 被扶養者（家族）となることができます。

ただし、夫婦共働きの場合、原則として収入の多い方の扶養家族となります。

手続きには、夫婦それぞれの前年分の源泉徴収票（写）等が必要です。

Q. 子供が高校を卒業後、就職できず、就職活動しています。被扶養者（家族）として認定されたままでよいでしょうか？

別紙4-3

- A. 被扶養者（家族）の認定では、「収入基準範囲内（60歳未満は130万円未満 60歳以上は180万円未満）で、被保険者（本人）により主として生計維持されている」と認められれば認定が可能です。ただし、18歳以上の子供は、通常、労働能力があり、自ら収入を得ることが可能なため、特に生計維持関係及び収入の有無を詳しく確認する必要があります。
- 扶養の検認時等に、「被扶養者の認定申立書（就職活動中）」（別紙6-2）をご提出ください。

Q. 同居の子供が就職し被扶養者（家族）から外れる手続きを行ったのですが、4カ月で辞めました。再度、被扶養者（家族）になれますか？

- A. 就職後、1年未満（退職理由により半年未満）の退職は、失業給付金の受給資格がありませんので無収入となり、被保険者により主に生計維持されていれば被扶養者認定は可能です。申請の際に、「健康保険被扶養者異動届」に「扶養関係現況書」と「被扶養者の認定申立書（就職活動中）」（別紙6-2）を添付してご提出ください。

■収入が有る場合

Q. 芸能界入りを希望し、アルバイトをしながら養成学校へ通っている18歳以上の子供を被扶養者（家族）にできますか？

- A. 被保険者と同居し、アルバイト月収が基準（108,334円）未満で、かつ被保険者の収入の2分の1未満あれば認定可能です。

別居の場合でもアルバイト月収が基準未満で、かつ別世帯の収入を上回る送金をしていれば認定可能となります。ただし、毎月の送金証明が必要で（金融機関の控えなど）、不定期な場合や手渡しの場合には被扶養者認定はできません。また、月々の収入と生活費の援助の合計額が、社会通念上妥当でない場合も被扶養者認定ができない場合があります。

Q. 子供がフリーターで月々の収入が安定せず、また、いつやめるかわからないのですが、被扶養者（家族）のままよいのでしょうか？

- A. 年間収入が130万円未満でも、月々の収入が108,334円を超える場合は被扶養者（家族）から外れていただくことになります。また、直近3カ月の平均月収が108,334円を超えているようであれば、一旦被扶養者（家族）から外れていただき、仕事を辞めた時点、もしくは収入が認定基準よりも少なくなった時点で再度被扶養者（家族）として申請いただくことになります。

父母編

※続柄が配偶者・子以外の被扶養者の申請の場合は、「別紙5 標準生計費」を基に、主として被保険者により生計維持されていることが認定基準となります。

■収入が有る場合

Q. 被保険者と母親（65歳）の2人で暮らしており、母親の収入は月9万円（年金収入）あります。被扶養者として認定できますか？

別紙4-4

- A. 続柄が配偶者・子以外の被扶養者の申請時には「主として被保険者により生計維持されていること（標準生計費）別紙5」が認定基準となります。
- 今回のケースでは母親の収入が標準生計費の2分の1以上あるため、主として（2分の1以上）被保険者により生計維持されているといえないため認定不可となります。
- Q. 母親は1人で年金生活（年金収入月6万円）をしていますが、近所に住んでおり、毎月8万円を手渡しています。被扶養者（家族）として認定できますか？
- A. 被保険者より扶養義務の高い方がおらず、月収が基準未満でかつその月収を上回る送金をしている場合は認定可能ですが、扶養の事実確認の意味で援助の手渡しは認めておりません。必ず送金額証明書（金融機関の控え等3～6カ月継続したもの）をご提出ください。
- なお、資格調査の際、継続した送金の事実や対象者の収入を上回る送金の確認ができなければ、被扶養者（家族）から外れていただくこととなります。
- Q. 母親を扶養していた被保険者（本人）が結婚することとなり、別居することとなりました。母親の被扶養者（家族）の資格はどうなりますか？
- A. 同居から別居に変わるにより生計維持関係を見直します。この場合は別居となり、被保険者（本人）と妻との生活があり、別居世帯の収入と別居世帯への送金（今後の送金の確認）とを比較し判断します。
- 「別居世帯の収入>送金」の場合は、認定不可、
「別居世帯の収入<送金」の場合は、認定可能です。
- Q. 母親（68歳）は自営業収入（25万円）と遺族年金（160万円）を合わせて年間185万円あります。被扶養者（家族）にすることができますか？
- A. 税法上、遺族年金・障害年金は課税対象ではありませんが、健康保険では収入とみなします。60歳以上で合計収入が185万円ですので、被扶養者（家族）となる要件は満たしておりません。

兄弟姉妹・孫 編

※続柄が配偶者・子以外の被扶養者の申請の場合は、「別紙5 標準生計費」を基に、主として被保険者により生計維持されていることが認定基準となります。

■収入が有る場合

- Q. 弟はアルバイト収入が月1万円と障害基礎年金が年間78万円あります。この場合、被扶養者（家族）にすることができますか？
- A. 孫や弟妹の場合、被保険者より扶養義務の高い方（父母・兄弟等）に被保険者の資格がある場合、その扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者（本人）がその家族を扶養せざるを得ない理由等を総合的に判断します。

別紙4-5

■収入が無い場合

Q. 無職の長女（31歳）が離婚し孫を連れて実家に戻ってきており、現在、父親である被保険者（本人）が同居し生活の面倒をみています。長女と孫は被扶養者（家族）に該当しますか？

A. 被保険者（本人）により主として生計維持されていると認められれば、被扶養者（家族）として認定可能です。ただし、長女の元夫から養育費、慰謝料等を受け取っている場合、それらは長女の収入と判断しますので、収入が基準を超えるようであれば認定不可となります。

以 上